

過去3年の懲戒処分一覧

【公表の対象】（「北海道職員に係る懲戒処分の公表指針」による。）

- ①懲戒処分（職務の内外を問わない。）
②当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表するもの

年度	事故概要	事故者の処分	備考	
R5 (25件)	横領	令和4年4月28日から令和5年2月17日までの間、計10回、62,483円分、昼休みなどに公用車の給油カードを無断で持ち出して自らの私用車に給油し、公物を横領した。その際、発覚を免れるため、給油記録票、納品書等の改ざんを行い、隠ぺいを図った。	免職	
	強制わいせつ	令和5年7月3日、職員の自宅において、知人女性に対し、強制わいせつを行った。	免職	
	酒気帯び運転	令和5年7月7日（金）午後9時頃、車で小樽市内の飲食店にかけ、午後10時頃から翌8日（土）午前3時頃まで飲酒した後、午前5時頃に店を出て、車を運転して帰宅途中、警察車両に停車を求められ、呼気検査の結果、0.85mg/lのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。	停職6月	
	酒気帯び運転	令和5年8月24日（木）午前8時30分頃、自家用車を運転して通勤中、警察車両に停車を求められ、呼気検査を受けた結果、0.24mg/lのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。	停職3月	
	無免許運転及び仮免許運転違反	令和3年11月から令和5年4月までの間、運転免許証の有効期限が失効していたにもかかわらず、公用車及び私用車を無免許で繰り返し運転した。	停職3月	
	人身事故・救護義務違反	令和5年1月27日（金）午前0時頃、稚内市内を私用車で走行中、歩行者と接触し、相手方を負傷させた。 また、事故発生直後、直ちに停車せず、被害者を救護する等の必要な措置を怠った。	停職1月	
	パワー・ハラスメント	管理職員であるにもかかわらず、部下職員に対し、怒鳴ったり、威圧的な態度や言動を繰り返すといったパワー・ハラスメントを行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	減給3月	
	パワー・ハラスメント	管理職員であるにもかかわらず、部下職員に対し、感情的に問い詰めたり、暴言を浴びせ、また、休日に時間外勤務を命じることなく、実現不可能な業務を強要するといったパワー・ハラスメントを行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	減給1月	
	セクシュアル・ハラスメント	同僚の女性職員に対し、一方的に好意を示す内容の手紙やプレゼントを複数回にわたって渡し、当該職員から、これらの行為をやめてほしい旨を直接伝えられた後も、同様の行為を繰り返すといったセクシュアル・ハラスメントを行った。	減給1月	
	セクシュアル・ハラスメント	女性職員を執拗に誘って、二人きりのドライブや食事を繰り返し、手を握ったり、手の甲にキスをするなどのセクシュアル・ハラスメントを行った。	減給1月	
	公物損壊・職場内秩序を乱す行為	令和4年8月8日、同僚職員からの業務上の指示に腹を立て、職場内の個室にあるパーテーションを殴り損壊し、そのことについて、上司から注意を受けた際にも、椅子を蹴り飛ばしたり、大声で周囲を威嚇する行動をとった。	減給1月	
	暴行	管理職員であるにもかかわらず、令和4年9月16日21時30分頃、コンビニエンスストアの駐車場において、被害者に対し、レジ待ちの順番を守らなかったことについて注意しようと、「おい、こら」と言って呼び止め、被害者の胸元に手をあてる暴行を加え、「なんであんなことしたんだ」、「なめてんのか」などと問い詰めた。	減給1月	
	不適正事務	医療機関から提出された新型コロナウイルス感染症の行政検査委託料の請求書類について、支出事務を行う保健福祉部への進達を怠り、未払（計14機関、213,558,380円）及び支払遅延（計13機関、137,812,250円）により遅延利息（4,123,100円）を発生させた。	戒告	
	不適正事務	高齢者施設の交付金に係る募集通知について、管内各町宛てに照会メールを送付せず、事業者から提出があった当該交付金の申請書等を未処理のまま放置するなど、事務を怠った。	戒告	
	不適正事務	特別児童扶養手当に係る認定請求書類等のうち46件を未処理のまま放置し、未支給額計6,870,600円を発生させた。	戒告	
	コンピュータの不適正使用	勤務時間中にもかかわらず、公用パソコンを使用し、暗号資産取引サイトを閲覧しようとして、フィッシングサイトにアクセスした。	戒告	
	正当な理由のない欠勤	2日間、正当な理由なく欠勤した。	戒告	
	住居手当の不適正受給	前所属（農政部ほか）において、令和元年6月から令和5年5月までの間、自ら仲介業者に依頼して、共益費及び駐車場代を家賃に含めて賃貸借契約を締結し、住居手当計278,000円を不正に受給した。	戒告	
	休暇の虚偽申請	令和4年8月16日及び10月25日の2日間、親族死亡の事実を偽って、忌引休暇を取得した。	戒告	
	速度違反（報告懈怠）	前所属（水産林務部）において、令和5年7月2日（日）午後10時頃、札幌市内を私用車で走行中、35km/hの速度違反を犯したにも関わらず、所属への報告を怠った。	減給3月	
速度違反	私用車による30km/h以上45km/h未満の速度違反	戒告	計5人	

年度	事故概要		事故者の処分	備考
R4 (18件)	セクシュアル・ハラスメント	部下職員に対し、私用スマートフォンから食事の誘いなどのメッセージを一方的かつ執拗に送り続け、断られても、同様のメッセージを送り続けるといったセクシュアル・ハラスメントを行った。	減給3月	
	パワー・ハラスメント	管理職員であるにもかかわらず、部下職員に対し、執拗な非難、威圧的な行為及び長時間の叱責といったパワー・ハラスメントを行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	減給3月	
	パワー・ハラスメント	同僚職員に対し、暴言を吐く、繰り返し無視するといったパワー・ハラスメントを行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	減給1月	
	パワー・ハラスメント	部下職員に対し、長時間にわたり怒罵するなど執拗な非難及び威圧的な行為といったパワー・ハラスメントを行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	戒告	
	不適正事務	管理職員であるにもかかわらず、有効期限が切れる指定難病等医療費受給者証の更新事務の進捗管理を怠り、有効期限を延長するなどの措置もとらなかったため、約27,000件の受給者証の未交付を発生させた。	減給3月	
			戒告	
	不適正事務	庁舎排水設備の清掃業務の支出を失念し、事業者から支払いの催促があった際に、虚偽の決定書を作成して、当該支払いを行った。また、庁舎管理業務の支出について、事業者からの催促がある度に正規の手続きをとらず、計7件、468,215円の私費立替払いをした。	減給3月	
	不適正事務	担当する生活保護業務に関し、令和元年度から3年度までの3年間に、関係機関への支払い(6機関、105,709円)及び被保護者への一時扶助(34件、501,962円)を未払いのまま放置したほか、認定変更を怠り、その結果、過小支給(10件、613,522円)及び過大支給(24件、2,103,366円)を発生させた。また、157件分の訪問記録を作成しなかった。	戒告	
	不適正事務	前所属(他任命権者)において、誤って購入した収入証紙について正規の還付手続きをとらずに、出納局あて個人名義で還付請求を行うこととし、この際、部下職員の個人口座に還付させた。	戒告	
	虚偽報告	管理職員であるにもかかわらず、部下職員の時間外勤務時間について、上限時間に収まるように実績を書き換え、超過分の手当の不支給を生じさせた。	減給1月	
	休暇の虚偽申請	親族死亡の事実を偽り引引休暇を取得し、加えて、療養のために災害事故休暇を取得したにもかかわらず、療養に専念することを怠った。	減給1月	
	正当な理由のない欠勤	1日間、正当な理由なく欠勤した。	戒告	
	速度違反	私用車による60km/h以上70km/h未満の速度違反	停職2月	計2人
人身事故	私用車による人身重傷事故	戒告		
速度違反	私用車による30km/h以上45km/h未満の速度違反	戒告	計3人	

年度	事故概要		事故者の処分	備考
R3 (32件)	入札談合等に関する行為等	建設業者に対し予定価格算出の基礎となる工事価格等が記載された工事設計書の写しを交付し、工事価格を教示し当該建設業者を含む共同企業体に同工事を落札させ、入札に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。複数回にわたり、自己の費用を負担せず、当該建設業者ら利害関係者と飲食を共にした。	免職	
	酒気帯び運転	私用車により、酒気帯び運転で検挙	停職6月	
	学生に対するパワー・ハラスメント	管理職員であるにもかかわらず、長期間にわたり、複数の学生に対し、「殴る」等の暴言、執拗な非難、威圧的行為などの多くのパワー・ハラスメントを行い、学生らに著しい精神的な苦痛を与えた。 執拗に始末書・反省文を書き直させる、威圧的な行為、暴言や侮辱的発言などのパワー・ハラスメントを行い、学生らに著しい精神的な苦痛を与えた。	停職6月	
			減給3月	
			減給1月	計4人
			戒告	計3人
	盗撮	東京都内の私鉄駅構内のホームにおいて、前に立っていた女性のスカートの中をスマートフォンで撮影し、東京都迷惑行為防止条例違反で逮捕された。	停職3月	
	パワー・ハラスメント	執拗な非難や、怒鳴るといった威圧的な行為、土下座の強要などの悪質なパワー・ハラスメント行為等を行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	停職1月	
	パワー・ハラスメント	執拗な叱責や、威圧的な行為、業務の強要などのパワー・ハラスメント行為等を行い、著しい精神的な苦痛を与えた。	減給3月	
	パワー・ハラスメント	理不尽な非難や暴言等により、著しい精神的な苦痛を与えた。	戒告	
	正当な理由のない欠勤	約18日間、正当な理由なく欠勤した。	停職1月	
	正当な理由のない欠勤	約11日間、正当な理由なく欠勤した。	停職1月	
	不適正事務	河川法等に基づく許可申請に対し審査・決裁を経ずに無断で公印を使用し、許可書等を交付するとともに、申請書を未処理のまま放置するなどし、占用料の過徴収・未徴収を発生させた。また、関係書類の一部について廃棄するなどをした。	減給6月	
	不適正事務	補助事業について交付決定を行わず補助金の支払いを怠るとともに、法人に対し局長印を不正に使用した文書を送付するなどの不適正な事務を行った。さらに、不適正事務を隠すため、私費立替払いや所属に対しての虚偽の報告などを行った。	減給6月	
	不適正事務	認定請求書類等を未処理のまま放置し、特別児童扶養手当等280件について未支給額計49,240,230円を発生させた。	戒告	
	不適正事務	補助金の交付申請について、交付決定の決裁を経ずに、1件の支出負担行為登録を行うとともに、15件についても決裁を経ずに交付決定し、うち6件について補助指令書を作成し申請者あて送付した。	戒告	
	個人情報目的外収集・紛失	個人所有のUSBメモリを職場PCに接続し個人情報を含む業務ファイルを保存し、当該USBメモリを紛失した。また、こうした事実について、上司への報告を行わないなど適切な対処を怠った。	減給3月	
	暴行	自宅で妻と口論となり、手近にあったリモコンを妻に投げつけ、その後、妻からの通報を受けて駆け付けた警察官に逮捕された。	戒告	
	速度違反	私用車による	減給1月	計2人
	速度違反	私用車による	戒告	計4人
速度違反	公用車による	戒告		
人身事故	私用車による人身重傷事故	戒告		